

# 小規模多機能型居宅介護

## 介護予防小規模多機能型居宅介護

### ケアサポートセンターさとの花

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(高崎市指定 第 1090200161 号)

当事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下、小規模多機能型居宅介護サービスという）を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことをご説明いたします。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 秘密の保持と個人情報保護	8
7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	8
8. 相談・苦情解決の手順	9
9. 運営推進会議の設置	9
10. 協力医療機関、バックアップ施設	9
11. 非常火災時の対応	10
12. サービス利用にあたっての留意事項	10
13. 身体拘束について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人マグノリアニセン
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市乗附町 208 番地 1
- (3) 電話番号 (027) 321-2000
- (4) 代表者氏名 理事長 黒澤 功
- (5) 設立年月日 平成 12 年 6 月 30 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護  
指定介護予防小規模多機能型居宅介護  
2008 年 4 月 1 日指定 高崎市 1090200161 号
- (2) 事業所の目的  
介護保険法令に従い、利用者が住み慣れた地域で生活し、自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ケアサポートセンターさとの花
- (4) 事業所の所在地 群馬県高崎市乗附町 209 番地 1
- (5) 電話番号 027-321-3187
- (6) 管理者氏名 関口 陽子
- (7) 当事業所の運営方針  
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域における暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 2008 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 25 名（通いサービス定員 15 人、宿泊サービス定員 9 人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	全室個室	洋室：5 和室：4	全室冷暖房・床暖房完備
	合計	9	
	居間	1	畳敷きの掘りごたつコーナー有り
	食堂	1	
	台所	1	
	浴室	2	うち、1 台はリフト付浴槽
	消防設備	スプリンクラー、火災報知設備、消火器	
	その他	散歩や園芸などの機能訓練を行うことが可能な庭	

### 3. 事業実施

#### (1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、高崎市内の旧高崎市内（下記の地域）とします

赤坂町、旭町、飯塚町、石原町、請地町、歌川町、大橋町、片岡町、嘉多町、上豊岡町、上並榎町、上和田町、通町、北久保町、北通町、九蔵町、剣崎町、鞆町、下小鳥町、下小塙町、下豊岡町、下和田町、昭和町、新紺屋町、真町、末広町、砂賀町、住吉町、堰代町、台町、高砂町、竜見町、田町、筑縄町、椿町、鶴見町、中紺屋町、中豊岡町、並榎町、成田町、新田町、乗附町、鼻高町、本町、南町、宮元町、元紺屋町、八島町、八千代町、柳川町、山田町、八幡町、弓町、四ツ屋町、寄合町、羅漢町、連雀町、若松町、和田町、東町、飯玉町、稲荷町、井野町、岩押町、江木町、大八木町、沖町、貝沢町、金井淵町、我峰町、上小鳥町、上小塙町、上佐野町、上中居町、菊地町、北新波町、北双葉町、小八木町、栄町、芝塚町、下大島町、下佐野町、下中居町、下之城町、宿大類町、正観寺町、城山町、新保町、高関町、寺尾町、天神町、問屋町、問屋町西、中居町、中尾町、日光町、根小屋町、浜川町、浜尻町、東貝沢町、日高町、双葉町、町屋町、緑町、南大類町、南新波町、宮原町、矢島町、若田町、和田多中町、阿久津町、岩鼻町、大沢町、上滝町、木部町、京目町、栗崎町、柴崎町、島野町、下大類町、下斎田町、下滝町、宿横手町、新保田中町、台新田町、中大類町、中島町、萩原町、東中里町、元島名町、矢中町、山名町、八幡原町、綿貫町。

※上記以外の地域の方でも、お気軽にご相談ください。

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間は下記を基本としますが、「通いサービス⇔宿泊サービス」の移行が可能であり、24時間切れ目のないサービスを提供いたします。

①通いサービス 基本時間 8：30～17：30（サービス提供時間 9：00～16：30）

②宿泊サービス 基本時間 17：30～翌日 9：00

③訪問サービス 応相談

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

一 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 介護支援専門員 1名

社会福祉法人マグノリア 2000  
シェステさとの花

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。

### 三 看護職員 1名

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

### 四 介護職員 6名

ただし、業務の状況により、増減することができるものとする。

介護職員は、適切なサービスの提供にあたる。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付とならないサービス）

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9～7割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1～3割の金額となります。（自己負担割合は負担割合証による）  
ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

#### <サービスの概要>

#### ア) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

##### ①食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

#### ⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

#### ⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

### イ) 訪問サービス

- ・利用者宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

#### ① 医療行為

#### ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

#### ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

#### ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

#### ⑤ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

### ウ) 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

## ＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。（別紙 利用料金表 参照）

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。  
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日  
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）
- ☆ 介護保険から給付される額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ア) 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円 おやつ 100 円/日

#### イ) 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 1000 円

ウ) 送迎及び交通費

- ・通常の事業実施地域 無料

●上記以外の地域（下記参照）

送迎費

- ・事業所から半径 3～6 km未満 250 円（片道）
- ・事業所から半径 6～10 km未満 500 円（片道）
- ・事業所から半径 10～15 km未満 1000 円（片道）

訪問時の交通費

- ・事業所から半径 3～6 km未満 500 円（片道）
- ・事業所から半径 6～10 km未満 1000 円（片道）
- ・事業所から半径 10～15 km未満 2000 円（片道）

- ・事業所から半径 3～6 km程度：井出町、上大島町、行力町、下里見町、菅谷町、中泉町、福島町、本郷町、箕郷町下芝、箕郷町白川、三ツ寺町、楽間町
- ・事業所から半径 6～10 km程度：足門町、稲荷台町、小串町、金古町、北原町、十文字町、白岩町、高浜町、塚田町、中里町、中里見町、西国分町、保渡田町、箕郷町生原、箕郷町柏木、箕郷町金敷平、箕郷町上芝、箕郷町富岡、箕郷町西明屋、箕郷町東明屋、箕郷町和田山、三つ子沢町、宮沢町、棟高町
- ・事業所から半径 10～15 km程度：上里見町、上室田町、下室田町、中室田町、箕郷町善地、箕郷町松之沢、箕郷町矢原

※上記以外の事業所から半径 15 km以上のその他の地域は受け入れしておりません。

エ) おむつ代・洗濯代

おむつ代：パンツタイプ・テープ止めタイプ 140円/枚

尿とりパッド 90円/枚 尿とりパット大 120円/枚

\*おむつ代には医療廃棄物処理費用が含まれています。

洗濯代：500円/回

オ) レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ) 理髪サービス

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：理美容業者の定めによる

キ) 複写物の交付

利用者及びその家族はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写

物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

ク) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用については自己負担といたします。

ケ) ケアサポートセンターさとの花で診療を受けた場合の費用

自己負担（往診料等）

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、速やかに変更の時期及び金額をご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご利用者様の指定金融機関の口座より振替にてお支払いいただきます。尚、口座振替の手数料はご利用者様のご負担となります。（150円/回）

利用料等の口座振替時、ご契約者様の都合により振替ができなかった場合、手数料実費、事務処理費をご負担いただきます。（2000円）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として料金をお支払いいただきます。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図

りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

#### (6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は2年間保存することとします。

### 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

#### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### (2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

○利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。

○介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整

○利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。

○利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

### 7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 関口陽子 （027）321-3187

受付時間 月～金曜日 8：30～17：30

#### (2) 第三者委員の設置

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

○第三者委員 ； 松本速雄、大畠美佐子、高橋ハツミ

社会福祉法人マグノリア 2000  
シェステさとの花

### (3) 当事業所以外の苦情の受付

当事業所で解決できない苦情やご相談は下記の受付窓口をご利用ください。

○高崎市役所介護保険室 (027) 321-1111

○群馬県国民健康保険団体連合会(国保連) (027) 290-1319

○群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 (027) 255-6669

## 8. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

## 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### <運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容等について記録を作成します。

## 10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

### <協力医療機関・施設>

医療法人社団美心会 黒沢病院

特別養護老人ホーム シェステさとの花

デイサービスセンターさとの花

在宅介護支援センターさとの花

居宅介護支援センターさとの花

## 11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

社会福祉法人マグノリア 2000  
シェステさとの花

## <消防用設備>

自動火災報知器、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置しています。

### 12. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 高崎市より介護保険被保険者証の更新のお知らせが届いた際は速やかに申し出て下さい。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

### 13. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様またはその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 群馬県高崎市乗附町 209-1  
事業所名 ケアサポートセンターさとの花  
管理者 関 口 陽 子  
説明者氏名

私は上記内容の説明を事業者から受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名